公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３１号
青森県三戸郡五戸町字正場沢19番地49
債務者　鈴木　寿男（旧姓横澤）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３１０号
群馬県高崎市下豊岡町487番地83
債務者　古澤　恵樹
1　決定年月日時　平成21年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４９５号
埼玉県越谷市大字西方2972番地１モアグランデ南越谷501号
債務者　永沢　友識
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
埼玉県越谷市千間台東４丁目27番地12
債務者　松尾はず枝
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
埼玉県越谷市千間台東４丁目27番地12
債務者　松尾　晃明
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
埼玉県越谷市南越谷４丁目17番地２　松良コーポ501
債務者　桂　　豊子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
埼玉県越谷市越ヶ谷2709番地　第２和光荘105
債務者　相馬　照夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹296番地23
債務者　荻野　政明
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３５７号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹296番地23
債務者　荻野なが子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９７３号
千葉県八千代市八千代台南３丁目25番41号パレステージ303号
債務者　平沢　知加（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９７号
千葉市稲毛区園生町450番地　園生県営住宅２棟409号
債務者　岩堀　　恵（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３７号
千葉市稲毛区小深町90番地135
債務者　大塚　安喜
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７０号
千葉県市原市堀越252番地
債務者　宮崎　さり
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３０３号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井1693番地菅原第１コーポ２号
債務者　松浦　徳司
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４５号
千葉県四街道市千代田５丁目58番11号
債務者　永田　貴久
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６３号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地10棟205号
債務者　椛田　靖子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７１号
千葉県佐倉市本町109番地３
債務者　小出　昭一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部